

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、熱海市から下記の都市計画に係る同法第14条第1項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

令和5年3月7日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 都市計画の種類及び名称

熱海国際観光温泉文化都市建設計画道路 3・6・14号宮脇片山線
3・6・15号風越藪ノ内線
3・6・11号温泉通り水口線
8・7・5号初川遊歩道2号線

2 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課